明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七）　二

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委一）　二

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（同二）

○防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とスウェーデン王国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（外務一七）

○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産一）　三

○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同二）

○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同三）

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（厚生労働一一）　五

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件（同一二）

○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（農林水産九七）　五

○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（同九八）

○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同九九）　六

○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（同一〇〇）

○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一〇一）　七

○運輸審議会件名表に登載された件（国土交通二七）

○道路に関する件（関東地方整備局五）　八

○道路に関する件

（中国地方整備局四、五）

〔人事異動〕

内閣　内閣府　八

〔皇室事項〕　九

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団関係　九

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三

会社その他